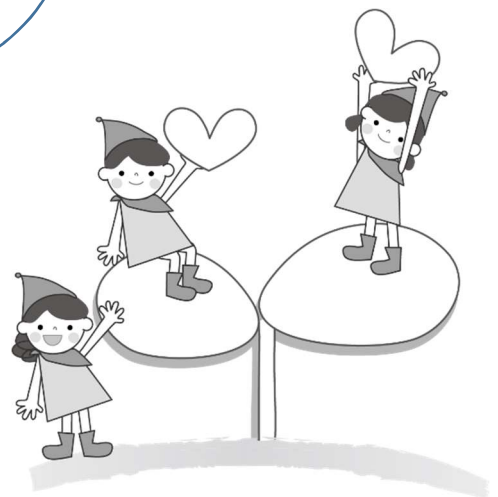




# 障害福祉サービス 利用のてびき



近江八幡市 障がい福祉課

(令和元年7月 作成)

日常生活での悩みや不安など、困っていることはありませんか。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、

近江八幡市では、さまざまな障害福祉サービスを提供しています。

この冊子では、障害福祉サービスにはどんなものがあるか、

どんな人がどのように利用したらよいか、

利用するための手続きはどうしたらよいか・・・など 紹介しています。

是非ご活用いただき、日々の暮らしにお役立てください。

近江八幡市 障がい福祉課

TEL 0748-31-3711 FAX 0748-31-3738

〒523-0082 近江八幡市土田町 1313 番地 総合福祉センター ひまわり館2階

## も く じ

障がいのある人を対象としたサービスのしくみ .....	2
どんなサービスがあるの？(障がい者) .....	3
どんなサービスがあるの？(障がい児) .....	7
サービスを利用するまでの手続きの流れ .....	8
サービスの利用にはいくらかかるの？ .....	9
サービスの対象となる人は？ .....	10
サービスの申請に必要な書類 .....	12

# 障がいのある人を対象としたサービスのしくみ

障がいのある人を対象としたサービスは、「障害者総合支援法」にもとづいて行われます。サービスは大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられています。また、障がいのある児童には「児童福祉法」にもとづいて行われるサービスもあります。

**障害者総合支援法の対象となるのは、  
「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」「障がい児」「難病等患者」です。**

## 障害者総合支援法

### 自立支援給付

介護給付	障がいの程度が一定以上の人に、日常生活や療養で必要な介護を行います。 ●居宅介護 ●短期入所 ●療養介護 など	3～5ページ 参 照
訓練等給付	自立して地域で暮らしていくために必要な知識や技術を身につける支援をします。 ●自立訓練 ●就労移行支援 ●就労継続支援 など	4～5ページ 参 照
補 装 具	身体機能の代わりとなる補装具の購入や修理にかかる費用が支給されます。 ●車いす ●補聴器 ●盲人用安全杖 ●装具 など	別冊 「障がい福祉 のてびき」参照
自立支援医療	心身の障がいを取り除いたり、軽くしたりするための医療費について、自己負担額を軽くします。 ●更正医療 ●育成医療 ●精神通院医療	別冊 「障がい福祉 のてびき」参照

### 地域生活支援事業

近江八幡市や滋賀県が地域の实情に合わせてさまざまな事業を行っています。

- 移動支援事業 ●日中一時支援事業 ⇒ 6ページ参照
- 日常生活用具の給付 など ⇒ 別冊「障がい福祉のてびき」参照

## 児童福祉法

障がいのある児童の日常生活や集団生活に必要な訓練などを行い、発達や自立を支援します

- 障害児通所支援 など ⇒ 7ページ参照

# どんなサービスがあるの？（障がい者：自立支援給付）

## 訪問系サービス



### 自宅での暮らしを支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付の種類
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けや、部屋の掃除、洗濯などを行います。また、通院するときに、付き添いもします。	介護給付
重度訪問介護	重い障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、外出するとき移動の支援も行います。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人のために、居宅介護など複数の障害福祉サービスを組み合わせて支援をします。	



### 外出を支援するサービス


サービス名	サービスの内容	給付の種類
同行援護	視覚障がいや、ひとりでの移動が難しい人のために、外出するとき同行して移動の支援をします。また、外出先での代筆や代読もします。	介護給付
行動援護	知的障がいや精神障がい、ひとりでの行動が難しい人に、危険を避けるために必要な行動の手助けや、外出するときの移動の支援をします。	

### 介護する家族などを支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付の種類
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護をしている家族などが病気になったときや、体や心の休息が必要になったときなどに、障がいのある人に短い期間施設に宿泊してもらい、食事や入浴などの支援をします。	介護給付

## 日中活動系サービス

### 昼間の活動を支援するサービス


サービス名	サービスの内容	給付の種類
療 養 介 護	<p>医療が必要で、常に介護も必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、日常生活の支援などをします。医療機関に入院して行うこともあります。</p> 	介護給付
生 活 介 護	<p>常に介護が必要な人に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。また、ものをつくり出す創作的・生産的活動も行います。</p>	

### 自立や就労を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付の種類
自 立 訓 練 (機能訓練・生活訓練)	<p>自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練をします。</p>	訓練等給付
就 労 移 行 支 援	<p>一般企業などで働くことを希望する人に、一定期間、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。</p>	
就 労 継 続 支 援 (A型・B型)	<p>一般企業などで働くことが難しい人に、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練をします。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。</p>	
就 労 定 着 支 援	<p>一般就労へ移行した障がいのある人が、就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。</p>	


## 居住系サービス

### 住まいの場で生活を支援するサービス

サービス名	サービスの内容	給付の種類
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの手助けをします。	介護給付
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、地域のグループホームで共同生活をしている人に、日常生活の援助をします。また、入浴、排せつ、食事などで介護が必要な人には介護サービスも行います。 	訓練等給付
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。	

## その他のサービス

### 地域生活支援事業

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動に制限がある人に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加の促進を行います。
日中一時支援事業	障がいのある人の介護を行う家族の一時的な休息などのために、日中における活動の場を提供します。 

**この2つのサービスは、障害福祉サービスとは異なるサービスです。**

**障害福祉サービスとの併用は可能ですが、**

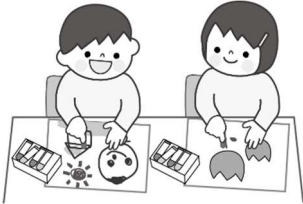
**単独で利用する場合には、障害支援区分や計画相談は不要です。**

- ◆障がい者・障がい児、いずれも利用可能ですが、対象要件があります。
- ◆サービス利用料は、障害福祉サービスと同様の考え方ですが、上限額の設定はありません。
- ◆相談・申請は、障がい福祉課までお願いします。

## どんなサービスがあるの？（障がい児：児童福祉法）

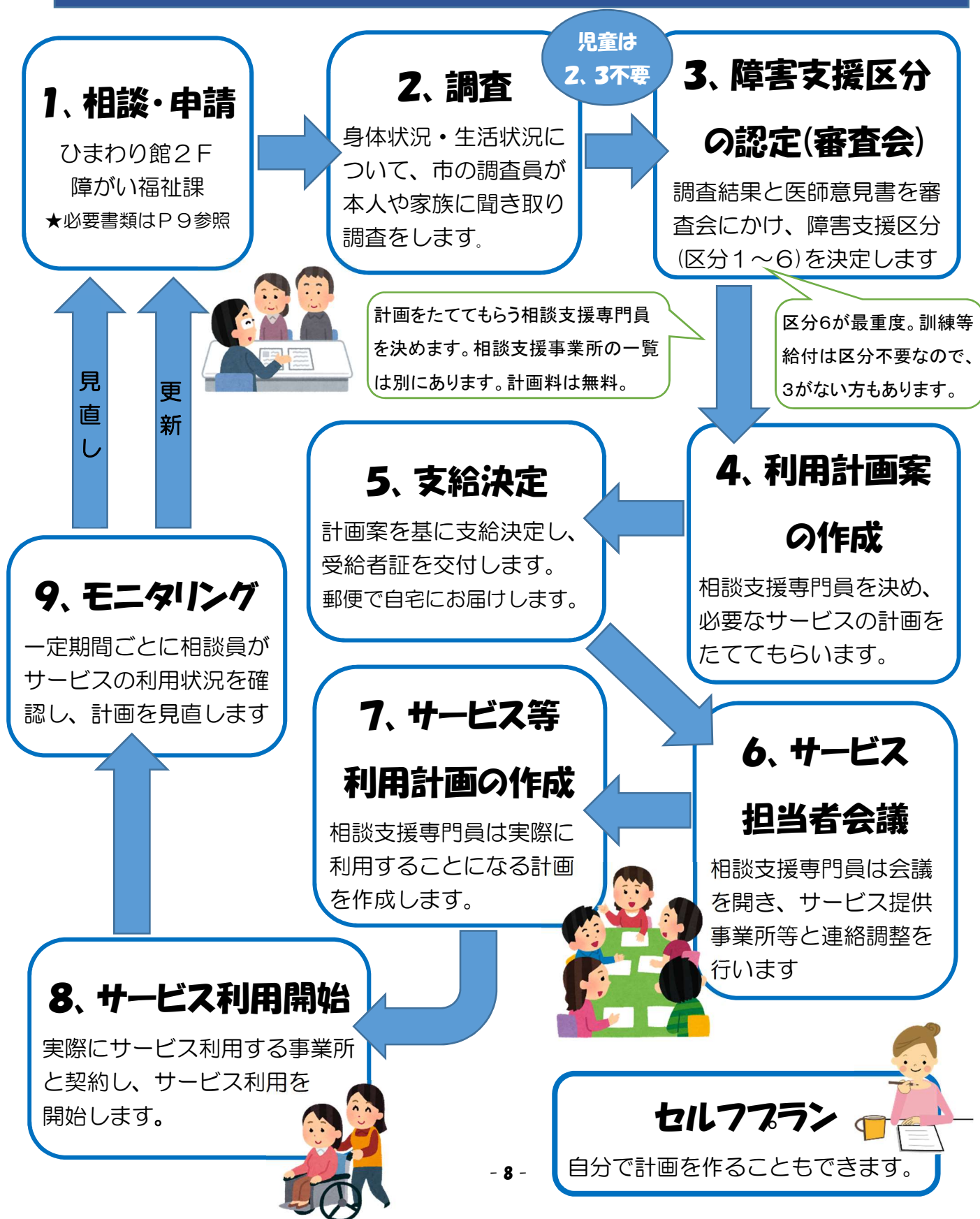
児童福祉法による障がいのある児童を対象としたサービスには、居宅サービスのほかに、日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する通所サービスや入所サービスがあります。

### 子どもの発達や自立を支援するサービス

サービス名	サービス内容	給付の種類
児童発達支援	<p>障がいのある未就学のお子さんに、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活に必要な適応訓練を行ったりします。</p> 	障害児 通所支援
居宅訪問型 児童発達支援	<p>重度の障がいなどで通所での利用が困難な障がいのあるお子さんに対して、居宅を訪問して発達支援を行います。</p>	
医療型児童発達支援	<p>福祉サービスとしての児童発達支援に合わせ、上肢・下肢または体幹に障がいのあるお子さんに必要とされる治療を行います。</p>	
放課後等デイサービス	<p>就学中の障がいのあるお子さんを対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に施設に通いながら、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。 (対象：小学1年生～高校3年生)</p>	
保育所等訪問支援	<p>保育所・幼稚園・小学校等に通う障がいのあるお子さんについて、当該施設を支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。</p>	

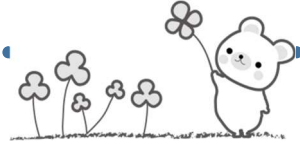


# サービスを利用するまでの手続きの流れ



# サービスの利用には、いくらかかるの？

障害福祉サービスを利用したときの費用は、一部を利用者が負担し、残りは市が負担します。利用者負担の割合は、原則1割です。



## 所得を判断するときの世帯の範囲

- 18歳以上の障がい者（施設に入所する18,19歳を除く）：障がい者本人とその配偶者
- 障がい児（施設に入所する18,19歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳での世帯

## 障がい者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般1	市町村民税課税世帯の人（所得割16万円未満） ★入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く。	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円

## 障がい児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）	
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円	
一般1	市町村民税課税世帯の人（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外の人	37,200円	

※令和元年10月1日から、満3歳になって初めての4月1日から3年間（3歳児～5歳児）の児童発達支援等の利用者負担が無償化されます（別紙チラシ参照）。

## サービスの対象となる人は？

サービスの対象者は下記のとおりで、それぞれの支援が必要と認められる方です。  
 その他要件など、詳細はお問合せください。

☆障がい児は「障害支援区分」がないので、相当する支援の度合いかどうかで判断します。

☆介護認定を受けている方は、介護保険制度が優先です。

### 【訪問系サービス】

サービス名	障害支援区分等	その他要件	障がい者	障がい児
居宅介護	区分1以上	なし	○	○
重度訪問介護	区分4以上	あり	○	×
重度障害者等 包括支援	区分6 意思疎通が困難	あり	○	○
同行援護	区分なし～区分6	あり	○	△
行動援護	区分3以上	あり	○	○
短期入所	区分1以上	なし	○	○

### 【日中活動系サービス】

サービス名	障害支援区分	その他要件	障がい者	障がい児
療養介護	長期入院の医療ケア +常時介護	あり	○	×
生活介護	区分3以上 (50歳以上は区分2以上)	あり	○	×
自立訓練	不要	あり	○	×
就労移行支援	不要	あり	○	×
就労継続支援	不要	あり	○	×
就労定着支援	不要	あり	○	×

## 【居住系サービス】

サービス名	障害支援区分等	その他要件	障がい者	障がい児
施設入所支援	生活介護利用者⇒区分4以上 (50歳以上は区分3以上)	生活介護未利用者 ⇒要件あり	○	○ (決定は児相)
共同生活援助	不 要	あ り	○	×
自立生活援助	不 要	あ り	○	×

## 【障がい児サービス】

サービス名	対象学年等	障がい者	障がい児
児童発達支援	障がいのある未就学児	×	○
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等により通所が 困難な未就学児	×	○
医療型児童発達支援	上肢・下肢・体幹に障がいのある児童	×	○
放課後等デイサービス	障がいのある就学児 小1～高3	×	○
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う 障がい児	×	○

～お知らせ～

「訪問系サービス」と  
「障がい児サービス」を併用  
された方で、支払い額の合計が  
上限額を超える場合は  
償還払い制度があります。



# サービスの申請に必要な書類

所得確認の範囲はP8をご覧ください。



サービスの利用開始時、サービス利用中の変更時には、それぞれ下記書類の提出が必要です。様式は障がい福祉課にあります。

## 【障害福祉サービス】

●印・・・必ず提出      ○印・・・該当者のみ提出

	支給申請書 (様式1号)	世帯状況・ 収入申請書 (様式24号)	支給変更 申請書 (様式7号)	計画相談 支給申請書 (様式17号)	計画相談依 頼(変更)届 (様式18号)	計画相談員 作成の 利用計画案	障害・遺族 年金の額の わかるもの	工賃証明書 (工賃収入の ある方のみ)	家賃証明書 (グループホーム 入居者のみ)	負担上限額 管理事務依 頼(変更)届
新規	●	●		●	●	●	○ (受給者のみ)	○	○	○ 課税世帯かつ 複数事業所 利用者のみ
サービス更新	●			●		●				
負担金見直し	●	●					○ (受給者のみ)	○	○	
サービス内容変更			●			●				
上限額管理設定										●
相談事業所変更					●					
セルフプラン 利用者	●	●				● セルフプラン	○ (受給者のみ)	○	○	○ 課税世帯かつ 複数事業所 利用者のみ

# 【障害児通所サービス】（児童発達支援、放課後デイなど）

●印・・・必ず提出

○印・・・該当者のみ提出

	支給申請書 (様式1号)	世帯状況・ 収入申請書 (様式24号)	支給変更 申請書 (様式6号)	計画相談 支給申請書 (様式17号)	計画相談 依頼(変更)届 (様式18号)	計画相談員 作成の 利用計画案	障害・遺族 年金の額の わかるもの	負担上限額管 理事務依頼 (変更)届
新規	●	●		●	●	●	○ 保護者等が受給中 の場合のみ	○ 課税世帯かつ 複数事業所 利用者のみ
サービス更新	●			●		●		
負担金見直し	●	●					○ 保護者等が受給中 の場合のみ	
サービス内容変更			●			●		
上限額管理設定								●
相談支援事業所変更					●			
セルフプラン 利用者	●	●				● セルフプラン	○ 保護者等が受給中 の場合のみ	○ 課税世帯かつ 複数事業所 利用者のみ

所得確認の範囲は  
P8をご覧ください。

